各都道府県・指定都市教育委員会担当課長各都道府県 私立学校主管部課長各都道府県私立学校主管部課長附属学校を置く各国公立大学法人担当課長御中構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体株式会社立学校事務主管課長

新型コロナウイルス感染症による我が国の初等中等教育への影響等に関する 総合的な調査研究について(依頼)

文部科学省では、新型コロナウイルス感染症による我が国の初等中等教育への影響等に関する総合的な調査研究を実施することといたしました。

今般の新型コロナウイルス感染症により、本年度当初には学校が長期間にわたり臨時休業を 余儀なくされるなど、我が国の初等中等教育に多大なる影響が生じています。この歴史的事象 に際し、今後も含めて様々な脅威に対して強じんである初等中等教育を構築するためには、今 回の事案を適切に検証していくことが必要です。

文部科学省としては、学校における働き方改革を進め、特に今般の新型コロナウイルス感染症対策に伴う負担を軽減する観点から、文部科学省が行う調査の見直しに努めてまいりました。一方、今回の事案の検証を的確に行うには、学校関係者の皆様からの直接の声を抜きにすることは不可能です。また、検証を有効なものとするためには、来年度実施を予定している全国学力・学習状況調査等の取組に加えて、関係者の記憶に新しい今年度中より、継時的に取り組むことが重要です。

ついては、お忙しい中大変恐縮ですが、本調査への御協力をよろしくお願いいたします。

本調査は、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課が行うものですが、調査の実施は、株式会社浜銀総合研究所に委託しております。

具体的な調査内容、回答方法等について記載しております別紙1の手引きを参照いただき、各都道府県教育委員会におかれては域内の調査対象校を設置する市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の調査対象校に対して、各都道府県私立学校主管部課におかれては所管の調査対象校に対して、各国公立大学法人担当課におかれては官下の調査対象校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体株式会社立学校事務主管課におかれては主管に係る調査対象校に対して、周知いただき、調査への協力を依頼していただくようお願いいたします。

【本件担当】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課(渡邉、石川) TEL 03-5253-4111 (内線 2342)